# 医科 医療事務管理士<sup>®</sup> 技能認定試験



精解

医科

試験問題集

[学科・実技]

ポイントが よくわかる 解説付き 解答選択式の 新試験に対応 過去問題に基づく 試験2回分を収録

令和4年4月診療報酬改定準拠



# 本問題集の構成

本問題集は医科 医療事務管理士®技能認定試験と同形式・同レベルの2回分の模擬問題と、その解答で構成されています。問題は令和4年度4月診療報酬改定をもとに、医科 医療事務管理士®技能認定試験の内容に準じて作成しています。

#### 問題

医科 医療事務管理士<sup>®</sup>技能認定試験は、【学科問題】と【実技問題】の2つから構成されています。

## 学科問題

主に法規、保険請求事務、医学一般の知識を問う問題



## 実技問題

カルテから診療報酬明細書(レセプト)を点検・作成する問題

#### 解答・解説

各問題の解答を掲載していますので、問題を解き終わったら確認して答え合わせをして ください。

本問題集では記号を選んで記入する解答形式となっていますが、実際の試験での解答はマークシート形式です。巻末にマークシートのサンプルを掲載していますので、参考にしてください。



このマークは、特に覚えておきたい重要な箇所です。しっかりとおさえておきましょう。

## ここに注意!

学習に役立つ、つまずきやすいポイントをまとめています。試験直前にも必ずチェックしましょう。

## 第1回 学科問題

- 問 1 医療事務担当者としての要件には、いろいろな条件が考えられますが、下記各項のなかで、医療 従事者の義務として規定されている最も重要なものを1つ選びなさい。
  - A. 質の高いサービスの提供ができるよう、心を込めた応対など、接遇の基本を心がけなければならな
  - B. 医療機関内の人々との協調がよく出来、円滑な人間関係をもつことができること。
  - C. 上書き事項は、保険証 カルテー診療報酬明細書と転記するが、記載誤りが多く返戻率がかなり高い のが現実である。特に管掌別、記号の構成などの学習をし、誤りのないよう心がけなければならない。
  - D. 業務に従事して得られた「診療上の秘密」を他に漏らさないこと。
  - E. 臨床検査は現代医学と共に複雑になりつつあるが、的確な内容点検ができるように、診療内容を熟 知しなければならない。
- 問 2 次の各項の説明のうち正しいものの組み合わせを下記より選びなさい。
  - (1)地域医療支援病院は、厚生労働大臣の承認を得なければならない。
  - (2)保険医療機関は、患者が療養の給付を受ける際には、患者の提出する被保険者証により、受給資格の確認 をしなければならない。
  - (3)後期高齢者医療制度は、国・都道府県・市町村の公費と後期高齢者の保険料を財源として運営されている。
  - (4)児童福祉法の公費である小児慢性特定疾病医療支援は18歳未満の患者が対象である。
  - (5) 異常分娩は療養の給付の対象外であり全額患者負担となる。

- A.(1)(3) B.(2)(4) C.(1)(2)(5) D.(3)(4)(5) E.(1)~(5)すべて
- 問3 次のI群の各番号に関連するものをII群より選びなさい。(重複可) ※年齢表示のないものについては65歳未満とする。

( I 群 )

( I 群 )

- **(1)** 3 1 2 7 0 0 1 0
- A. 生活保護法
- (2)01060011
- B. 共済組合
- **(3)**07250103
- C. 国民健康保険
- (4) 133207
- D. 自衛官等

- (5) 1 2 0 1 1 0 6 0
- E.全国健康保険協会管掌健康保険

第1回 解答·解説

第2回 解答・解説

第1回 模擬テスト

## 第1回 実技問題

### No.2

	<b>◆</b> 診	廖報酬			令和 4 年	4 月	分	1 社国 3 後期 1 単独 2 本外 8 高外—					
	公担号 公担号	<b>負番</b> (1) <b>費</b>			公費負担 医療の受 給者番号① 公費負担 医療を予②				保険者 番 号 1 3 8 0 2 4 章 10 9 8 7 ( )   被保険者証・被保険者 手帳等の記号・番号 02-02・1530 (枝番) 03				
	大田 (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大								保険医 療機関 の所在 地及び 名 称 ( 280 床)				
	(1) 喘息様気管支炎 (2) 上気道炎 (3) 麦粒腫(右上眼瞼)								1   R4年 3月31日   1   2   2   3   3   3   4   4   1   4   4   5   4   4   5   4   4   5   4   4				
	11 :	1	時間外診	├・休日・深夜 ×		点	公費分点数	13	(0				
<b>b</b>	12 再	再 外来管理加	1算	×	田田			10					
	診	時 間 休 深	外 日 夜	× × ×	<u>П</u> П			21	- (d				
	13	医学管理				省略							
	14 在		診療					23	タリビッド眼軟膏0.3% 5g 57×1				
	宅		剤		W.F.			40					
	20 投	21 内服 22 屯服 23 外用	薬剤	×	単位 回 単位 <b>1</b> 単位	57			-(e				
	薬	25 処	調剤方	8 × 42 ×	1 回3 回	8 126							
	- 00	26 麻 27 調	基		回	14		50					
	30 注 射	31 皮下が 32 静 33 そ	脈 内		回 回 回				-(f				
	40 処置	薬	剤		囯	省略		60					
	50 手麻 術酔		剤		田	省略			- (g				
	60 検病 査理	薬	剤		回	省略							
	70 画診 像断	1	剤		回	省略		70	( h				
	探断   80   ~		せん		田								
	80 その他	薬	剤										

一部負担金額 円

円 ※ 高額療養費 円 ※公費負担点数点 ※公費負担点数点

減額 割(円)免除・支払猶

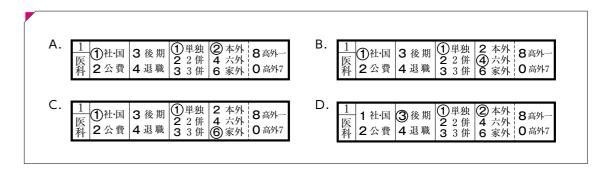
点

点

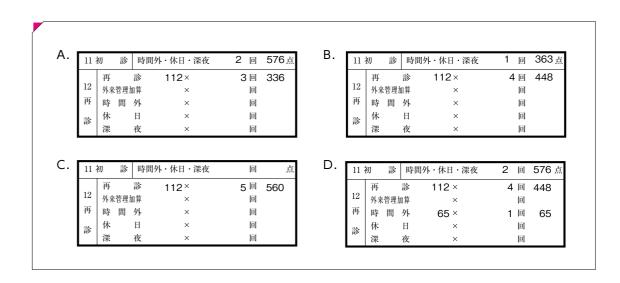
## 第1回 実技問題

#### 実技 No.2

(1) ②枠の記載で正しいものを選びなさい。



(2) ⑥枠内の記載で正しいものを選びなさい。



(3) ②枠内の記載で正しいものを選びなさい。

A. 13コードの摘要欄は記載しない。		В.	13 薬情	10×1
C	10×2	D.	13 薬情	10×3

省略

点 \*

# 第2回 実技問題 解答・解説

算定します。同日に複数科を受診した場合の算定に注意しましょう。この場合加算は一切算定できませ ん。摘要欄への記入も忘れずに行います。

(3) 医学管理等の算定です。薬剤情報提供料の算定は投薬内容とあわせて算定を考えましょう。

31日 ・ 当月初めての薬剤情報の提供です。院内処方も行われているため薬剤情報提供料を算定します。

#### ●レセプトの書き方

・摘要欄に薬剤情報提供料の名称(略号)と、点数と回数の数式を記入します。



N<mark>重 要</mark> 選択肢に特定疾患療養管理料、乳幼児育児栄養指導料がありますが、傷病名に厚生労働大臣が定める疾 患はありません。カルテに育児栄養指導を行ったことは記載されていません。

(4) 投薬(外用薬)の算定です。算定単位に注意しましょう。

31日 · ラクール冷シップを算定します。外用薬は「1調剤分」の算定です。「(1枚20g×5枚入り)2 袋」とあるため、1調剤分は200gの算定です。薬価基準表の薬剤の単位にも注意しましょ

10g 8.6円×20g=172円 → 17点×1

#### 2日、6日、9日

・院外処方のため薬剤料等は算定しません。

#### No.2 ●レセプトの書き方

・湿布薬は1日用量または投与日数を記入します。



◇☆重要 外用薬は「1調剤分」が算定の単位です。その時の全量の算定です。注意しましょう。また薬価基準表の薬 剤の単位にも注意しましょう。10g、10mL単位の薬剤の場合には算定に充分注意してください。

(5)処置の算定です。外来診療料に包括される処置に注意しましょう。

- 6日 ・咽頭処置が行われていますが、外来診療料に包括される処置のため算定できません。処置に 使用した処置薬剤も15円以下のため算定できません。
  - ・鼓室処置を算定します。耳鼻咽喉科で行ったため6歳未満の加算を算定します。処置薬剤の 生理食塩水、イソジンフィールド液の2種類の薬価を合算した上で薬剤料に換算します。
- 9日 ・「鼓室処置do」とあるため、6日と同様に鼓室処置と処置薬剤を算定します。処置doの場合、 処置薬剤も前回と同様に算定します。
- 31日 ・鎖骨骨折固定術を算定します。150点以上の処置です。来院がPM7:40のため、時間外加算を 算定します。



200床以上の病院で再診時に行った場合、外来診療料に包括される処置は算定できません。処置の場合、 時間外等の加算は所定点数が150点以上の場合に加算します。所定点数をよく確認しましょう。

(6)検査の算定です。外来診療料に包括される検査の算定には注意しましょう。

- 2日 ·尿中一般物資定性半定量検査は外来診療料に包括される検査です。またU-検のみの実施の ため判断料も算定しません。
  - ・採血料を算定します。6歳未満の加算を算定します。複数の検査を行っていても1日に1回の 算定です。
  - ・末梢血液一般、ESRは外来診療料に包括される検査です。検査料は算定できませんが、血液学 的検査判断料は算定します。

# 第2回 実技問題 解答・解説

- ・COLD、ASO定性、CRP、マイコプラズマ抗体定性を算定します。あわせて免疫学的検査判断 料を算定します。
- ・細菌顕微鏡検査、細菌培養同定検査の算定です。細菌顕微鏡検査は「3 その他のもの」、培養 同定検査の検体は喀痰です。「口腔、気道又は呼吸器からの検体」の所定点数を算定します。
- ・微生物学的検査判断料を算定します。
- 6日 ・耳鼻咽喉科の診察で中耳機能検査を行っています。両耳の検査ですが「一連につき」の算定 です。3歳未満のため乳幼児加算を算定します。

#### ●レセプトの書き方

・微生物学的検査を行った場合は、検体名をあわせて記入します。



外来診療料に包括される検査の場合、判断料、採血料、外来迅速検体検査加算は外来診療料に含まれず算 定できることに注意しましょう。また生体検査の乳幼児加算の算定も忘れずに算定します。

No.2

- (7) 画像診断の項目です。単純撮影の場合、撮影部位に注意しましょう。また時間外緊急院内画像診断加 算を算定した場合の摘要欄の記入にも注意しましょう。
- 31日・傷病名から鎖骨骨折は片側疾患です。左右それぞれ撮影していますが、同一部位「両鎖骨」と して合計2回の撮影として算定します。
  - ・鎖骨単純撮影の診断料は「頭躯幹」として算定します。
  - ・左肘単純撮影は「その他の部位」として算定します。
  - ・両鎖骨、左肘それぞれ電子画像管理を行っているため、同一方法でも撮影部位ごとに電子画 像管理加算を算定します。



単純撮影における対象部位の撮影は必ず傷病名を確認しましょう。両側に対して撮影を行っていても片 側疾患か両側疾患かによって算定方法が異なります。注意しましょう。

(8) 処方箋料の項目です。

#### 2日、6日、9日

・院外処方箋交付とあるため、処方箋料を算定します。3歳未満のため加算を忘れずに算定し

## ここに注意! つまずきやすいポイント

- ・6歳未満の場合、加算を算定する診療行為があります。年齢はしっかり確認しましょう。
- ・病床数にも注意が必要です。外来診療料に包括される処置・検査の算定に充分注意しましょう。
- ・外来診療料に包括される検査の場合、検査に対する判断料や採血料は算定できます。注意しましょう。
- ・画像診断の対象部位の撮影には充分注意しましょう。傷病名から片側疾患・両側疾患の区別をしっかり確 認しましょう。